

瑞浪市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成24年11月26日

瑞浪市監査委員 安田 照 義

瑞浪市監査委員 金津 正 彦

1 監査の対象

稲津コミュニティーセンター
稲津中学校
大湫公民館

2 監査の実施日

平成24年10月29日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。

瑞浪市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査(工事監査)を実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成25年2月13日

瑞浪市監査委員 安田 照 義

瑞浪市監査委員 金津 正 彦

1 監査の対象事業等

建設水道部土木課

社会資本整備総合交付金事業市道みずなみ陶生苑線道路改良工事

建設水道部上下水道建設課

県道多治見恵那線他2路線 送配水管布設工事

2 監査の実施日

平成24年11月16日

3 監査の結果

工事監査に係る工事技術調査業務を技術士に委託し、監査を実施したところ、いずれの事業においても、計画、調査、設計、仕様、積算、契約、施行、管理、監理(監督)、試験、検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分、吟味を行った。

その結果、市の工事関係書類は、請負業者の工事関係書類も含めて、工事の進捗に合わせて良く整理できていた。

積算においても、公共工事としての積算根拠を明示しており、適切な積算方法であることと判断した。

契約においても契約に必要な書類(契約書、内訳書、着工届、行程表、現場代理人、主任技術者)は完備出来ており、その内容は適正であった。

瑞浪市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その監査結果を同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成25年4月5日

瑞浪市監査委員 安田 照 義

瑞浪市監査委員 大島 正 弘

1 監査の対象

市民協働課

商工課

2 監査の実施日

平成25年3月19日

3 監査の結果

特に指摘する事項はなし。

なお、軽易な事項についてはその都度「指示事項」「意見」として口頭で指摘した。